

非公式訳

投資委員会布告

第 11/2567 号

件名：自動車部品産業高度化のための投資奨励措置

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 8/2565 号「投資奨励政策および基準」および仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号「国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置」に引き続き、

自動車部品メーカーが生産を高度化し、新産業に移行できるように促進し支援するため、投資委員会は仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条、および第 31 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項 本措置は被奨励事業か否かにかかわらず、既に操業している事業に適用する。また、業種 3.4 エンジン、機器および部品の製造および業種 3.5 自動車部品の製造に該当する事業であること。

第 2 項 条件

2.1 既存の被奨励プロジェクトの場合は、法人所得税の免除または減税期間終了後に、本措置に基づき奨励申請ができる。または、法人所得税の免除恩典が付与されていないプロジェクトであること。

2.2 効率向上のための投資金額（土地代および運転投金を除く）は 100 万バーツ以上とする。

2.3 生産効率向上のための機械入れ替え、新産業の規格認証取得、技術または産業高度化に関連するコースでの人材の研修など、事務局が定めた基準に基づく自動車部品産業高度化および/または新産業への移行のための投資計画を提出すること。

2.4 投資金額は以下の通り計算される。

2.4.1 下記の投資金額もしくは支出は全額で計算される。

- (1) 機械設備への投資金額もしくは支出
- (2) 規格認証の監査費用など、新産業の規格認証申請に係る費用
- (3) 生産の高度化または新産業への移行のためのコンサルタント料
- (4) 技術または産業高度化に関連するコースでの人材の研修に係る費用

2.4.2 ソフトウェア、プログラムまたは情報システムの使用、およびクラウドもしくはデータセンターのレンタル/サービス使用への投資金額もしくは支出は下記の通り計算される。

- (1) 下記の投資金額もしくは支出は全額で計算される。
 - 機械/設備の制御と管理や生産システムの支援のために機械または設備と共同で作動しなければならないソフトウェア、プログラムまたは情報システムの使用。

- 人工知能（Artificial Intelligence いわゆる AI）、機械学習の活用、ビッグデータの導入またはデータ分析（Data Analytics）。
- 企業管理向けソフトウェア、プログラムまたは情報システムの使用。関係機関の認証を取得したタイ国内事業者が開発・改善したもののみとする。
- 国内でのクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用。

(2) 下記の投資金額もしくは支出は半額で計算される。

- 企業管理向けソフトウェア、プログラムまたは情報システムの使用。関係機関の認証を取得していないタイ国内事業者またはタイ国外の事業者が開発・改善したもののみとする。
- タイ国外でのクラウドもしくはデータセンターのレンタル/サービス使用

第 3 項 恩典

3.1 機械の輸入税を免除する。

3.2 関連産業高度化のための投資金額（土地代および運転資金を除く）の 50%を上限として、法人所得税を 3 年間免除する。

尚、入れ替えた機械の金額の 30% 以上、タイ国内の自動化機械製造産業への連携または支援がある機械を使用する場合は、投資金額（土地代および運転資金を除く）の 100%を上限として、法人所得税を 3 年間免除する。

3.3 法人所得税免除期間は、奨励証書取得後に収入が発生した日からとする。また、奨励証書発給日より 3 年以内に許可された計画を完了させること。

第 4 項 仏暦 2568 年（2025 年）の最終営業日までに奨励申請書を提出すること。

尚、只今より有効とする。

発布日：仏暦 2567 年（2024 年）6 月 28 日

ピチャイ・チュンハバジラ

(ピチャイ・チュンハバジラ)

副首相

投資委員会委員長